

知っておこう！

成年後見制度と日常生活自立支援事業

通帳や印鑑をどこに置いたか
忘れてしまう・・・

自分の意思で、将来財産を
管理してくれる人を決めて
おきたい。

認知症で契約の手續や財産
の管理ができなくなった。



田川市地域包括支援センター

～各制度について～

本人の判断能力が低下した時に本人を支えていく制度として、以下の制度があります。各制度は本人の判断能力によって、利用できる制度や支援できる内容等が異なってきます。

●任意後見制度

任意後見制度とは、将来、判断能力が不十分になった際に支援してもらう人と援助してもらう内容(生活の支援や財産の管理等)を、本人の意思で前もって具体的に決めておく制度です。

制度を利用するには以下の手順が必要です。

①本人の判断能力があるうちに公証役場で任意後見人になってもらう人と契約する。

(同時に委任契約を結ぶと、契約後すぐに支援を受けることも可。)

②本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選ばれる。

③任意後見人による支援の開始。

●日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方を支援していく事業です。

本人に利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。この事業は社会福祉協議会が行っています。

●法定後見制度

法定後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支えるための制度です。

家庭裁判所が本人の権利を守る人(後見人等)を選び、支援を行います。

具体的には財産の管理や医療・介護等に関する契約、遺産分割の協議等の支援を行います。

～制度の概要～

		判断能力			
		(有)	(無)		
名称	任意後見制度	日常生活 自立支援事業	法定後見制度		
対象 となる人	判断能力に問題はないが、将来にそなえて財産管理などの支援をしてくれる人を決めておきたい。	利用したい思いがあり、事業の契約内容を理解できる。	判断能力が不十分な方 (例) 日常の買い物は一人で行える。自動車や不動産の売買等は一人でできるが不安がある。	判断能力が著しく不十分な方 (例) 日常の買い物は一人で行える。自動車や不動産の売買等はできない。	判断能力が欠けているのが通常の状態の方 (例) 買い物に行ってもお金の計算ができない。
本人を支援 する人	任意後見人 (受任者) ※本人が信頼できる人を選べます。	生活支援員 自立支援専門員	補助人	保佐人	後見人
			親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等） ※家庭裁判所が選任します。		
支援内容	契約に基づいた支援 (例) ・不動産や預貯金等の管理 ・入院の手続、支払 ・施設の入退所の手続や契約…等	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援書類等の預かり	【財産管理】 ・印鑑や預金通帳の管理 ・不動産の管理、処分 ・必要経費の支出（年金の受取や公共料金の支払等） 【身上監護】 ・治療や入院の手続、支払 ・施設の入退所の手続、契約 ・住まいに関する契約 ※できないこと ・身の回りのお世話や介護 ・医療行為に関する同意（手術や延命治療等） ・身元保証人		
手続き先	契約：公証役場 申立：家庭裁判所	社会福祉協議会	本人が住んでいる所の家庭裁判所		
契約や申立 を行う事が できる人	契約：本人と受任者 申立：本人 配偶者 受任者 四親等内の親族 等	本人	本人 配偶者 四親等内の親族 自治体の首長 等		
費用	契約：2～3万円 申立：1～2万円 (鑑定が必要な場合は別途5～10万円) 申立後：契約時に定めた報酬	利用料： 1時間1000円 ・以降30分毎に350円加算 ・最大2750円 預かり料： 月250～350円 ※生活保護世帯は無料	申立にかかる費用：約1～2万円 (鑑定が必要な場合は別途5～10万円) 制度利用開始後：家庭裁判所が定めた後見人等への報酬		

～法定後見制度に関するQ&A～

Q1. 判断能力とは何のことですか？

A. 判断能力とは、本人に起きたことからや出来事を理解する事ができ、それに対してどうするかを自分で考えて決める事ができる能力の事です。

Q2. 法定後見制度において、後見人等が選任されるまで、どのくらい期間がかかりますか？

A. ケースにもよりますが、申立てから後見人等が決まるまでの期間は1～3ヶ月程度です。申立て後、本人や親族等への聞き取りや調査、家庭裁判所での決定を経て後見人等が選任されます。

Q3. 法定後見制度の申立てにはどんな書類が必要になりますか？

A. 以下のような書類が必要になります。

～申立の書類～

申立書、収入印紙、郵便切手

～本人についての書類～

診断書、診断書付票、戸籍謄本、住民票、（後見等が）登記されていないことの証明書、財産や収支に関する資料（例：預貯金、生命保険、不動産）等

Q4. 申立ての準備や書類の作成を行う事が難しい場合はどうすればいいですか？

A. 弁護士や司法書士等の専門職が申し立て支援をすることができます。その場合、申立ての費用と別途で料金が発生します。

～お問い合わせ先～

○各制度の詳細については以下の機関にお問い合わせください。

任意後見制度	田川公証役場 田川市千代町8-46	0947-44-4130
日常生活自立支援事業	田川市社会福祉協議会 田川市大字伊田2735-13	0947-46-0801
法定後見制度	福岡家庭裁判所田川支部 田川市千代町1-5	0947-42-0163

○田川市地域包括支援センターでは各制度についての情報提供や制度利用に向けた支援を行っています。まずは気軽にご相談ください。

田川市地域包括支援センター

田川市大字伊田2735-13
0947-42-9420